

「資格確認書」の送付について

令和7年6月13日付「令和7年度 算定基礎届の提出について」に同封し、お知らせしました「資格確認書」の送付時期についてご案内いたします。

現在、健康保険証にて、医療機関等をご受診いただいている方への「資格確認書」の送付につきまして、「8月中旬」とご案内いたしておりましたが、委託先における作業の遅延のため、9月上旬より順次発送に変更となりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

詳細が決まり次第、再度ホームページ等でご案内させていただきます。

○ 送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの方(令和6年11月30日までに資格取得された方)であって、令和7年7月31日時点で、「マイナ保険証をお持ちでない方*」

* 「マイナ保険証をお持ちでない方」とは以下の状態にある場合です。

- マイナンバーカードをお持ちでない方、もしくは当組合にマイナンバーをお届けいただけていない方
- マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証の利用登録をされていない方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方